



平成 27 年 5 月 26 日

各 位

会社名 **株式会社 マイスターエンジニアリング**

代表者名 取締役社長 西野 好彦

(コード番号：4695 東証第二部)

問合せ先 常務取締役 三宮 幸一

(TEL 03-5487-8211)

役員退職慰労金制度の廃止及び取締役向け業績連動型株式報酬制度の 導入に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 26 日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度の廃止と業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入を決議し、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給及び取締役向け業績連動型株式報酬制度に関する議案を、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 41 回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 役員退職慰労金制度の廃止

当社はこのたび、役員報酬制度見直しの一環として、現行の役員退職慰労金制度を本株主総会最終時をもって廃止することといたしました。

また、本株主総会最終後も引き続き在任する取締役及び監査役については、本株主総会最終時までの在任期間に応じた退職慰労金を打ち切り支給することを本株主総会に付議いたします。なお、退職慰労金の打ち切り支給時期は、各取締役または各監査役が当社の取締役または監査役を退任した時といたします。

2. 役員報酬制度の見直し

役員報酬制度の見直しにより、取締役の報酬体系は、固定報酬と変動報酬から構成され、かつ報酬の一部を株式報酬とする、業績連動型報酬体系に移行いたします。

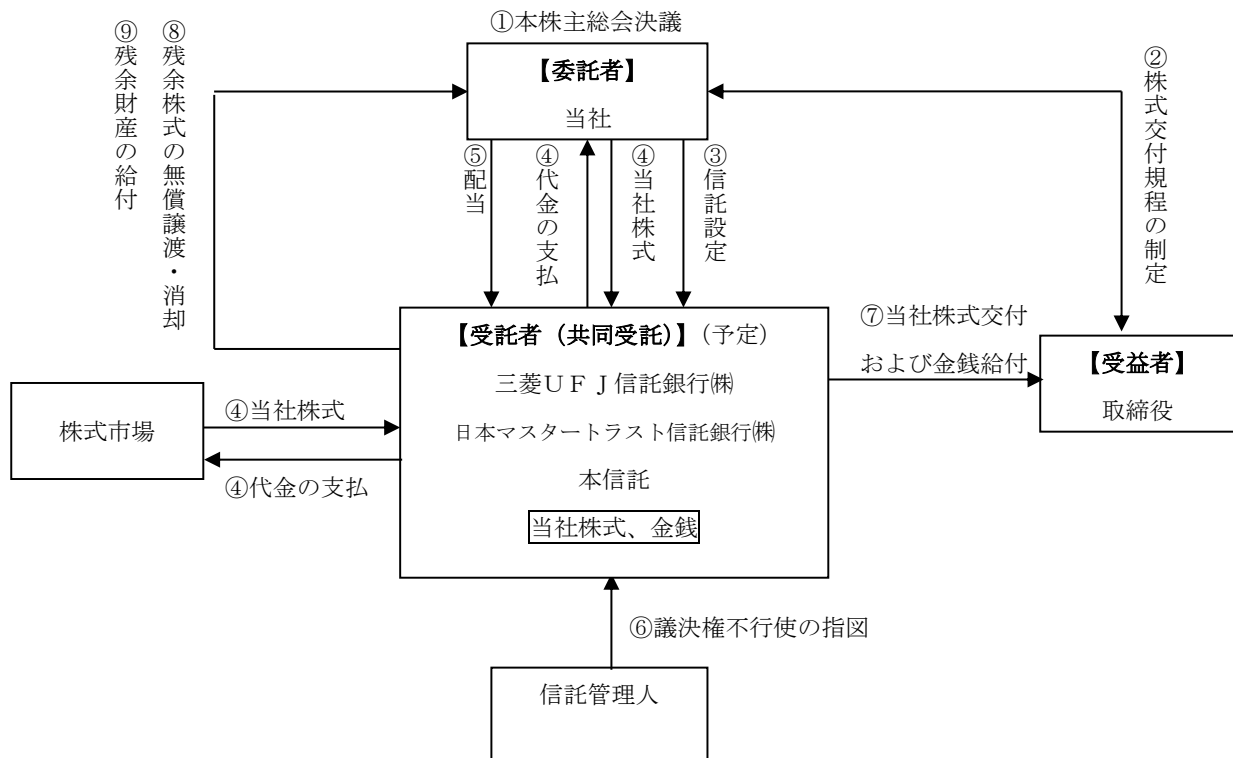
なお、業務執行から独立した立場である社外取締役（※）及び監査役の報酬体系については、固定報酬のみで構成されます。

（※）当社第 41 回定時株主総会に社外取締役選任を付議する予定です。

3. 業績連動型株式報酬制度の導入

- (1) 当社は、取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）を対象に、取締役の報酬と当社業績及び株主価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、本制度を導入いたします。
- (2) 本制度の導入は、本株主総会において役員報酬決議に係る承認を得ることを条件といたします。
- (3) 本制度としては、役員報酬B I P（Board Incentive Plan）信託（以下「B I P信託」という。）と称される仕組みを採用します。B I P信託とは、米国のパフォーマンス・シェア（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員インセンティブ・プランであり、業績目標等の達成度に応じて当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）が取締役の退任時に交付及び給付（以下「交付等」という。）される株式報酬型の役員報酬です。
- (4) 当社は、本信託の信託期間が満了した場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本制度を継続的に実施することを予定しております。

4. 本制度の概要



- ① 当社は本制度の導入に関して本株主総会において役員報酬の総会承認決議を得ます。
- ② 当社は本制度の導入に関して取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は①の本株主総会の承認決議の範囲内で金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託（本信託）を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する剰余金の分配は、他の株式と同様に行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、毎事業年度における業績目標等の達成度に応じて、取締役に一定のポイント数が付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役に対して、当該取締役の退任時に、付与されたポイント数の一定割合に相当する株数の当社株式が交付され、残りのポイント数に相当する株数の当社株式については、信託契約の定めに従い、本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。
- ⑧ 信託期間中の毎事業年度における業績目標等の未達等により、信託終了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨ 本信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、当社に帰属する予定です。

（１）本制度の概要

本制度は、平成 28 年 3 月 31 日で終了する事業年度から平成 32 年 3 月 31 日で終了する事業年度までの 5 年間（以下「対象期間」という。）（※）を対象として、各事業年度の業績目標等の達成度に応じて役員報酬として当社株式等の交付等を行う制度となります。

（※）信託期間の満了時において信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、信託期間の延長が行われた場合（下記（４）参照）には、以降の各 5 事業年度をそれぞれ対象期間とします。

（２）制度導入手続

本株主総会において、本信託に拠出する金額の上限及び取締役に付与を受けることができるポイント数（下記（５）に定める。）の総数の上限その他必要な事項を決議します。

（３）本制度の対象者（受益者要件）

取締役は、退任後に、以下の受益者要件を充足していることを条件に、所定の受益者確定手続を経て、ポイント数に応じた数の当社株式等について、本信託から交付等を受けることができます。

- ① 対象期間中に取締役であること（対象期間中に新たに取締役となった者を含む。）
- ② 取締役を退任していること
- ③ 一定の非違行為を原因として解任されたものでないこと
- ④ 下記（５）に定めるポイント数が決定されていること

⑤ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件を満たしていること

※ ただし、下記（４）第 1 段落の信託期間の延長が行われ、延長期間の満了時においても本制度の対象者が取締役として在任している場合には、その時点で本信託は終了し、当該対象者に対して取締役の在任中に当社株式等の交付等が行われることとなります。

※ 制度対象者である取締役が在任中に死亡した場合においても、死亡時まで付与されたポイント数に応じた数の当社株式等について、速やかに当該取締役の相続人が本信託から交付等を受けるものとします。

（４）信託期間

平成 27 年 9 月 1 日（予定）から平成 32 年 9 月末日（予定）までの約 5 年間とします。ただし、当該期間の終了時に、受益者要件を満たす可能性のある取締役が在任している場合には、それ以降、取締役に対するポイント数の付与は行われませんが、当該取締役が退任し、当該取締役に対する当社株式等の交付等が完了するまで、最長で 10 年間、本信託の信託期間を延長させることがあります。

また、信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続することがあり得ます。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、当社は、延長された信託期間ごとに、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイント数の付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認を得た信託金の上限額の範囲内とします。

（５）取締役に交付等が行われる当社株式等

信託期間中の毎年一定の時期に、同年 3 月 31 日で終了した事業年度（以下「評価対象事業年度」という。）における業績目標等の達成度に応じて、取締役に一定のポイント数が付与されます。1 ポイントは当社株式 1 株とします。信託期間中に株式分割・株式併合等のポイント数の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整がなされます。

取締役に、信託期間中の毎年、業績目標等の達成度に応じて、ポイント数の付与が行われ、取締役の退任時に付与されたポイント数に応じた当社株式等の交付等が行われます。

（６）本信託に拠出される信託金の予定額及び本信託より交付等が行われる当社株式等に対応する当社株式の予定株数

信託期間内に当社が本信託へ拠出する信託金の金額は 100 百万円（※）を上限といたします。
（※）信託期間内の本信託による株式取得資金及び信託報酬・信託費用の合算金額となります。
本信託へ拠出する信託金の上限額は、現在の取締役の固定月額報酬及び賞与等の水準を考慮し、信託報酬・信託費用を加算して算出しております。

本株主総会では、取締役が本信託から交付等される当社株式等の 1 年当たりのポイント数の総数の上限を 33,300 ポイントとして承認決議を得る予定であります。かかる決議がなされた場合、取締役が本信託から交付等を受けることができる当社株式等は、かかるポイント数に相当する株数の上限に服することになります。また、対象期間において、本信託が取得する株数（以下「取得株式数」という。）は、かかる 1 年当たりのポイント数の上限に信託期間の年数 5 を乗じた数に相当する株数（166,500 株）を上限とします。

（7）本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、上記（6）の株式取得資金及び取得株式数の上限の範囲内で、当社からの自己株式処分による取得または株式市場からの取得を予定しており、取得方法の詳細については、本株主総会決議後に改めて決定し、開示いたします。

なお、信託期間中、取締役の増員等により、本信託内の株式数が信託期間中に取締役に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、上記（6）の本株主総会の承認を受けた信託金及び取得株式数の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

（8）当社の取締役に対する当社株式等の交付等の方法及び時期

受益者要件を満たす当社の取締役が退任する場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、その退任後に、退任時まで付与されていたポイント数の一定割合に相当する数の当社株式について本信託から交付を受け、残りの当社株式については本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

（9）本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（上記（5）により当社の取締役に交付等が行われる前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

（10）本信託内の当社株式の剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式についての剰余金配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、信託終了時に剰余が生じた場合には、取締役に対して給付されることとなります。

(11) 信託期間終了時の取扱い

対象期間における業績目標等の未達等により、信託期間終了時に残余株式(※)が生じた場合は、株主還元策として、信託終了時または上記(4)第1段落の信託期間の延長時には延長期間の終了時に、本信託から当社に当該残余株式の無償譲渡を行い、取締役会決議により消却することを予定しております。

(※) 信託終了時に退任していない取締役に対して、その退任時に交付等を行うことが予定される株式を除きます。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|-----------|--|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託) |
| ② 信託の目的 | 当社の取締役に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| ⑤ 受益者 | 取締役のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者(公認会計士) |
| ⑦ 信託契約日 | 平成27年9月1日(予定) |
| ⑧ 信託の期間 | 平成27年9月1日(予定)～平成32年9月末日(予定) |
| ⑨ 制度開始日 | 平成27年9月1日(予定) |
| ⑩ 議決権行使 | 行使しないものとします。 |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫ 信託金の上限額 | 100百万円(予定)(信託報酬・信託費用を含む。) |
| ⑬ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑭ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

【信託・株式関連事務の内容】

- | | |
|----------|---|
| ① 信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社がBIP信託の受託者となり、信託関連事務を行う予定です。 |
| ② 株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。 |

以上